（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　（略） 2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。	1　（略） 2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
平成二十九年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
平成三十年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号

期間	講習機関	
	名称	所在地
平成二十四年度	株式会社建設産業振興センター	東京都港区虎ノ門四丁目三番十号
（略）	（略）	（略）
平成二十九年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
（新設）	（新設）	（新設）

○農林水産省告示第千五十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（削る）	双葉家畜市場
（削る）	双葉畜産農業協同組合
（削る）	福島県双葉郡富岡町

官庁報告

官庁事項

防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第1項の規定に基づく防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画（防衛省・防衛装備庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年5月9日

防衛大臣　小野寺五典

防衛装備庁長官　鈴木　良之

防衛省・防衛装備庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

別紙2を次のように改める。

（別紙2）

武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長

区域	区分	部隊等の長名及び窓口	所在地	電話番号
北海道	陸自	北部方面総監 （防衛部）	〒064－8510 札幌市中央区南26条西10丁目	（011）511－7116 内線2311 （当直2576）
	海自	大湊地方総監 （防衛部）	〒035－8511 むつ市大湊町4－1	（0175）24－1111 内線2224 （当直2222）
	空自	北部航空方面隊司令官 （防衛部）	〒033－8604 三沢市後久保125－7	（0176）53－4121 内線2354 （当直2204）